

コロナ禍の今だから進めたい 議会への執行側最小限出席と議員間討議

西科 純 議会技術研究会共同代表・元北海道芽室町議会事務局局長

議会技術研究会では北海道地方自治研究所の協力を得て、本誌に隔月で「チャレンジ！議会改革」の欄を設けることとなった。二〇二二年四月、連載五〇回をもって終了した「議会改革短信」の復活となる。再び、議会改革の前線で奮闘する議員・事務局職員の執筆によって、取組みやその思いなどを届けたい。

さて、コロナ情勢は、オミクロン株の感染拡大の懸念は残るものの第五波が去り、徐々に日常に戻りつつある。二年間に及ぶコロナ禍が日常生活に定着化させたことは、三密を避け、マスクを着用し、手洗いと手指消毒の徹底であろう。

自治体議会の運営もコロナ禍で大きな影響を受けた。対面による市民交流事業によって思うように議会改革を推し進められずとも、オンラインを駆使し活動報告・意見交換を実行した議会、コロナ感染拡大の状況を災害に位置付けBCP（議会業務継続計画）を強化した議会、傍聴者を制限しつつインターネット中継の整備に努めた議会もある。こうした積極果敢な議会は、コロナ禍が去った後も改革策を活用していくことができる。

会議時間短縮化と称して一般質問と質疑を控え、議会のチェックを経ない首長の専決処分の乱発は市民からも報道からも問題視された。一方で、議

場の密を避けるために、執行機関側の会議出席者を議会側から減数要請したことは、本来の目的とは異なるものの新しい動きとして注目したい。

議会基本条例を制定する議会では、「議会に首長等の出席要請を最小限とする」とする条文規定を設けることが多い。例えば「議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、首長に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に進めなければならぬ」という内容である。コロナ禍以前から、これを遵守できなかった議会は多い。

芽室町議会も本会議の出席者は首長指令によって全課長職等は出席を余儀なくされていた（ただ筆者は議会事務局長を異動後、関連のない議題の本会議は全て欠席し条例遵守を貫いている）。執行機関側が本会議等に大挙して出席する意義はない。議員数を上回る人数で臨み議会・議員に対抗する意図や無関係でも出席し情報共有のために出席することが目的であるとすれば無用の長物にほかならない。一般質問の関連部課は限定され、関連しても二、三の部課長と人事・財政・総合計画担当の官房系統の部課長の出席で答弁者としては足りうる。

福嶋浩彦氏（中央学院大学教授）は千葉泉我孫

子市長時代に本会議や予算委員会に臨むにあたり、執行機関側が議案提案を説明し質疑を行った後は議員間討議を行わせるために退席したという。その結果、予算委員会では毎年のように修正（原案訂正）案が出され、それも福島氏は民主主義として、二元代表制として当然としている（もちろん修正内容による）。

また二〇〇八年、北海道白老町議会が全国初となる通年議会を実施する際、議会運営基準の一部改正を行った。概要は次の三点であり、(1)本会議に出席する説明員は必要最小限とする(2)議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議に入る場合、議長は暫時休憩を宣告し説明員は自由に退席することができる(3)本会議及び委員会における説明員の出席は最小限とし議員同士の討論を重要とするというものである。最後の(3)の原文は「町長及び議会が提出する議案を審議する本会議は、町長提案に係る議案審議時に説明員の出席を求め、当該議事が終了した時に議長は休憩を宣告し、説明員の退席後、再開して議案提案の審議を行う」というもので、議員間での自由討議の推進を促している。

コロナ禍で本会議等への執行機関側の出席要請を最小限化する一方で、さらに一步踏み込んで議場・委員会室で議員間討議の強化を進められたい。加えて、オンライン会議の際であっても論点・争点化のための自由討議に取り組んでほしい。窮地にあっても、議会改革を模索し実践する議会は確実に成長し、コロナ禍が去っても当然の事例となっていく。理論を踏まえ実践する道内自治体議会の地道な取組みを本欄で紹介したい。

へにしな じゅん